

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた
学校内での感染防止対策の強化について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

本校の取り組みについては、令和4年1月18日付け文書にてお知らせしておりますが、令和4年1月25日付けで「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた学校内での感染防止対策の強化について「通知がありました。この通知を踏まえ、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、学校内での感染者数が大幅に拡大することを防止する観点から、十分な感染防止対策を実施したうえで下記のとおり教育活動を実施してまいります。

なお、各家庭におかれましても感染防止対策の徹底について、引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校教育活動について

(1) 児童生徒の登校前の健康観察の徹底

- ①毎日の登校前の健康観察（検温等）を実施していただき、発熱等風邪症状のある場合は登校しないでください。
- ②同居の家族に発熱等の風邪症状（かかりつけ医や発熱等受診・相談センターに受診・相談をお願いします）やPCR検査を受けている場合は、「出席停止」としますので、必ず保護者の方から学校にその旨を連絡していただき、登校しないでください。（対象とならない場合があります。1月14日付け通知をご確認ください）
- ③本人や同居家族に基礎疾患がある者や高齢者がいるなどの事情があつて、感染が不安で休ませたい場合などについては、保護者の方より学校にご相談ください。

(2) 教育活動時における感染防止対策の徹底

- ①マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底、昼食時の飛沫を飛ばさないよう無言喫食、机の距離を開けるなどの指導を引き続き徹底します。
- ②保護者等が学校内で参加する行事（※進路指導関連は除外）は実施しません。
卒業式については、まん延防止措置期間期間外のため、現時点では、昨年同様保護者の方の参加を認める方向で検討しています。

(3) 県外での活動について

- ①県外の活動は行いません。

2 部活動について

- (1) 公式試合を除き、県外での活動を実施しません。
- (2) 練習試合・合同練習・合宿は実施しません。（公式試合に向けた県内での練習試合は状況により認める場合もあります）
- (3) 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、参加できません。（公式試合に向けた練習の参加は認める場合もあります）

3 その他

- (1) 不要不急の外出は慎むようにしてください。また、学習塾など習い事についても事業者の実施する感染症対策を守り、マスクの着用や速やかな帰宅など感染予防対策に努めるようお願いいたします。
下校時の買い食いや友人宅に集まっての飲食、カラオケなどで感染が広がっているケースもあるようです。厳に慎むようにしてください。
- (2) 本県では感染防止の強化の観点から、不織布マスクの着用を奨励しています。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関わる連絡について、夜間、土日祝日等で、学校に電話連絡ができない場合、以下のメールアドレスにご連絡をお願いします。

kenama-hs-cov@hyogo-c.ed.jp